

『森有礼の女性観と女子教育思想』

Mori Arinori's View of Womanhood and his Theory on Women's Education

長谷川 精一

はじめに

1874（明治7）年に森有礼は『明六雑誌』に「妻妾論」を発表した。この論文は同年7月から翌年2月にかけて5回にわたって連載され、大きな反響を呼んだ。当時、森は初代駐米公使の任を終えて帰国し、外務大丞を務める傍ら、国民の啓蒙のために明六社を組織し活動していた。ところが、倫理観、男女のモラルに関してまず「啓蒙」されるべきはむしろ政府高官を中心とする社会の指導的立場にある人々であった。彼らの多くは妾を持ち、頻りに遊廓に出入りし、やがては「妾宅政治」、「待合政治」という語まで生じた。日本社会全体の風潮がこれらの人々にならうものであったことは言うまでもない。「妾」を持つことは悪徳というよりはむしろ男の甲斐性と考えられ、横行していた賄賂と相まって、花柳界は政界・官界と政商、財界を結びつける接点となっていた。このような雰囲気の中で、森は稀にみる例外であった。森の二度目の妻となった岩倉寛子は次のように回顧している。

人は一夫一妻であるべきこと、妾を持つは人倫に背くといふ当り前の理屈がなかなか世にいれられない時代でございました。この時代において、政治家として花柳の巷を知らぬことは、無風流者として世間から笑はれたことでせうけれども、まことに厳肅にその貞節を守つておりました。地方に講演などに参りますと大臣であるといふので随分もてなされたもので、さういふ時は書生をつれて参りましたところが、知らないうちに美人が待つてゐるなどのことがあつたさうですが、こんな時、驚いて書生と一緒に宿を逃げ出しました。驚いて逃げてゐる方がかしいのかも知れませんが、かく厳格に貞潔を守つたのでした。この時分かういふ故人の態度は、世間から理解されたかどうかと存じます⁽¹⁾。

このような森の行動が人々の失笑を買う時代であった。当時の法制度もまた、このような風潮に対応するものであった。1870（明治3）年の「新律綱領」は「妾」を妻と同じく二親等とし、翌年の内務省指令は「臣民一般妾の称号苦しからず」として、戸籍記載でも「妾」が公認されていた。この「妾」の配偶者扱いが廃止されたのは、1883（明治16）年であり、1882（明治15）年実施の刑法においてもなお、妻の姦通は罰せられたが、夫のそれは問われなかったのである。このような状況の中で発表されたがために「妻妾論」は大きな衝撃を与えたのである。

本稿は、「妻妾論」にみられるような森の女性観がいかなる思想的背景から、彼のパーソナル・ヒストリーとどのようにからみ合つて形成されていったのか⁽²⁾、そして、その女性観は彼の展開した女子教育論といかなる関連を持つのか、を明らかにしようとする試みである。

一、森の女性観の形成

森が「妻妾論」を発表したのは、彼が27歳のときであるが、この論を執筆する背景になったものは果たして何だったのであろうか。「妻妾論」は一夫一妻制の確立と女性の地位向上を説いたが、このような主張は森の個人的な経験とどのような関係を持つのであろうか。本節では、「妻妾論」にみられる森の女性観がどのように形成されたかについて考えていきたい。

森の父・有恕の最初の妻は一女・コトを残して死去し、二番目の妻・阿里は五人の男子を産み、森はその末子であった。コトはすでに嫁いでいたので、森が家庭内で身近に接することのできた女性は母だけであった。大久保利謙氏は阿里のことを「熱情に富み若かも厳肅にして剛強の意志を有し」(3)とあり、後に森が藩の留学生に選ばれると彼女は大いに喜び、有恕がこれを許可するのを聞いて「喜悅殆ど名状すべからざるものがあつたといふ」と述べている。ともあれ森は母の厳格なしつけのもとで育てられ、彼女の期待に応えようと努力したに違いない。女性像の原形とも言うべき母親に対して、森は十分な敬意を抱いていたと思われる。そして、薩摩武士となるべき男子として、森もまた郷中教育を受けたが、郷中教育においては男女の関係に関して過度とも言い得る厳しい禁欲的な態度が要求されていた。松本彦三郎氏は「郷中教育の研究」の中で次のように記している。

男女交際は絶対禁止で、之は男子の方もまた女子に会することを「不浄身に及ぶ」として遠避けたから、容易に実行された。兄弟であつても、道端で立話することは厳禁であつた。

三月の桃の節句には、本来女兒の祝であるから、女子の往来が自然に頻繁であつた。故に稚児や二才たちは郷中に居ることを避けて、この日は終日山野に出て諸方を駆け廻って鍛錬するのが行事となつてゐた(4)。

このような「不浄を避ける」という男尊女卑的な発達は薩摩藩ではとくに強く、竿やたらいや針に至るまで男性用と女性用とが分けられ、家庭外の男女交際などは論外のこと、女色への戒めも絶対的なものであった。幕末の志士から維新後は明治政府の高官となつていった薩摩武士の多くが格別に女色を好み、常軌を逸する性的放縱の風俗をつくり出したことも、実は差別観に立脚した過度に厳格な性道德の裏返しであつたと考えられる。その一方で薩摩では母親に対する「孝」、男子に対する母親の厳しいしつけが重視されていた。このような極端な女性蔑視と母性尊重という女性に関する矛盾した見方が、幼少年期の森に大きな影響を与え、森はそのような女性蔑視に対して強く反発し、その反発心が自負心と相まって彼の内面に厳しい禁欲精神を形成し、母性尊重は後の彼の女子教育論における母役割の重視へとつながっていったと思われる。17才のころ書かれたと言われる「士可嗜条々」において、森は、武士としての基本倫理である「義」を守るために堪忍、静思、遜讓、寡黙などを自戒の箇条とするとともに、「可絶慾綱事」、「可絶色事」と記した(5)。彼は文書類を保存する習慣を持たなかったが、この書きつけは終生、手元に置いていたという。

やがて森は薩摩藩留学生としてイギリスへ派遣されるが、夏期休暇を利用して旅したロシアで「棄兒院」を見学し、「密ニ他人と通じて子を産ジ、又はいまだ嫁せずして子を産するものあり、如斯人甚夥しく、其上甚しきに至てハ其生子を養育する事能ハす途ニ棄もあり、或ハ秘密ニころすもあることなり、有志之人類ニ防禦の作を苦慮して遂に方便なし」(6)というような性道德の墮落を知って、次のように記している。

われ嘗聞けり、此弊のある事恐多くもワか国といへとも皆同ジ、ソシテ人々昔よりは是ニハ大畏なりとぞ、若魯国之如くなせハ、活物を棄殺する之弊ハ無しといへとも、人の大倫を

乱る事また如何とも為シ難シ、雖然之をよく処置せずんばあるべからず、ワレ之をおもふて憂患夜寝を廃す、古より欲と色とは人の去り難ものにして、禪真等の僧の如き名は色欲を絶といへども、一人も終身之を守り能ふものを不聞、況や凡夫凡婦をや、皆は無学無心之もの共也、深く咎め罪すべからざる理もなきにしもあらず、雖然夫婦を別にするは人の大倫ゆるがせにすべからず、嗚呼予已ニ齡二十に至ッテ、いまだ其良慮を持する能はず、憾々憾々⁽⁷⁾。

この当時から森は人々の性的墮落に対する危機感を夜も眠れなくなるほど強く感じていたのである。

日本国内での倒幕運動をめぐる混乱のため、藩から学費を受けることができなくなった薩摩藩留学生たちの大部分は帰国したが、森は鮫島らとともにアメリカに渡った。これはロンドンで彼らが知り合ったローレンス・オリファントの紹介により、神秘主義的宗教家、トーマス・レイク・ハリスがつくった新生社（“The Brotherhood of New Life”）に参加することになったからであり、1867（慶応4）年8月から翌年6月に日本に帰るまでの約10ヶ月間、森はハリスのコロニーで過ごした。ハリスの教義は、自己の完全な否定と厳しい規律と激しい肉体労働による神への奉仕を通じて自己と神との完全調和を目指すというものであったが、その教義において性的純潔は中心的な位置を占めており、性的不純が世界の無秩序を招き、人類の苦悩の原因となるとされていた。ハリスは次のように語っていた。「人は自己の中に克服すべき大きな敵を持っている。これは人間の肉体の中にかねてから存在している敵、即ち、性的感覚及び性的情熱が転倒し墮落したものである性的烈情（‘scortation’）である。…そしてこれこそが、墮落した自己を構成するのである」⁽⁸⁾。この性的不純という害悪を改善するためにハリスは真の意味での「結婚」を説く。『ニューヨーク・サン』紙の記者は、ハリスとの会見の後、ハリスが語った彼の教義について、次のように記している。

天界においては、社会秩序の基礎は結婚による秩序であり、この世においてもまた、そうでなければならない。天界では、あらゆることがらの意味は、純潔のもつ意味において完成され、純潔のもつ意味の中に含まれる。この世においてもまた、そうでなければならない。…この純潔のもつ意味の中に、結婚による愛が住みかを持っている。純潔のもつ意味は、本来、欲望と熱情によって理解されることがらに対して完全な敵意をもち、欲望と熱情という要素を含んだ束の間の雰囲気は、嫌悪感をもって純潔のもつ意味を破壊していく。…真の結婚による愛は、神に対する愛が生み出すものであり、そのような愛においては、結婚をするふたりは、まさに神との心からの合一によって、互いをいつくしみ合うのである。…そのような二人は互いに他を合一することにより、神とも合一し、神は二人を一つの心、一つの魂としようとする。…新生社においては、結婚は地上のあらゆる聖なるものの中でも最も聖なるものであり、家族関係は絶対的に神聖で不可侵なものであると考えられている⁽⁹⁾。

このようなハリスの説を森がどのように理解したかは不明である。しかし、森たちをハリスに紹介したオリファントが現世での地位や名誉を投げ捨ててハリスのコロニーに参加し、自分の若いころの性的放縦について森たちに告白したことは、彼らに強い印象を与えたであろうし、多くの新興宗教の場合と同じく、後には教祖ハリスの私生活に対して様々な疑念が表面化してくるとはいえ、森がいたところのコロニーはまだ生気に満ち、ハリスのカリスマ的性格はなお健在であって、性的純潔を基盤として自己の内的向上を世界の「新生」と結びつけるというハリスの教説は森にとって魅力的なものであったと考えられる。このような教義は、武士道的な禁欲精神とはその由来を明らかに異にするが、厳格な性的モラルを自己に課し、国民の性的墮落

に強い危機感を抱いていた森にとっては、まさにすすんで受け入れ得るものであり、国家の命運を自らが担っているという森の自負は、日本の「新生」を森らに託したハリスの期待によってさらに強められたのである。

このような使命感をもって帰国した森は徴士外国官権判事、さらには議事体裁取調掛に任命され、公議所開設後には議長心得に任じられた。しかし、1869（明治2）年5月に提出した廃刀論が強い批判を招き、懲戒免官とされた彼は位記を返上して鹿児島へ帰った。森は興国寺の一隅で英学塾を開いたが、その生徒の中に古市静という女性がいた。当時、森は23歳、静は24歳であった。静は種子島の地方検者、古市庄兵衛の娘であり、眼病治療のため父と長崎へ行き、薩摩出身の前田正名と知り合い、その導きで洋学に開眼する。病の癒えた静は鹿児島へ帰ってしばらくして森が塾を開いていることを知り、熱心に通うようになり、森は静の強い意志と激しい情熱に魅せられていった。ところが森が政府から突然上京の命令を受け、米国駐在を命じられたことにより、二人は引き離されることになる。約3年後、森が米国から帰国した1873（明治6）年に静は上京し、森の家を訪ねて一時そこに住み込んだという。しかし、森はすでに彼女に対する興味を失っていた。4年後に失意の静は東京女子師範学校に入学したが、その学友に荻野吟子と矢島楫子がいた。荻野は静に同情し、森に迫って慰謝料の代わりとして学費を払う約束をさせた。荻野は後に日本で最初の女医となった。矢島は後にキリスト教婦人矯風会を組織した女性であるが、静に幼稚園教育に従事することをすすめ、それが契機となって、静は幼児教育に携わることとなり、彼女は1886（明治19）年、東京・本郷に「駒込幼稚園」を創設した⁽¹⁰⁾。

生涯のうち、唯一と言っても良い不遇の時期に、森は故郷でおそらく彼にとって初めての異性に会ったのであるが、その実らなかつた恋がどのようなものであったかは不明である。残されているのは、森が23歳という若さでワシントンにおける日本の代表となり、外交のみならず文化の領域においても活躍し、1873（明治6）年に帰国するや明六社を組織して「妻妾論」を発表し、翌年には同論文の意図を世間に広く宣伝する効果を狙った結婚式を、別の女性を相手として行なったという事実だけである。しかし、故国を遠く離れた異郷の地で、森の胸に故郷に残してきた静の姿が浮ばなかつたはずがない。どうして森は彼女を生涯のパートナーとして選ばなかつたのか。アメリカでの約3年間に森の心中にどのような変化が生じたのか。彼自身の個人的な感情の推移を示す史料はない。それでは、ワシントンにおいて、彼の女性観に影響を与えた何かがあったのだろうか。ハリスのコロニーにいたときは異なり、今回の渡米の場合、森は日本公使としてアメリカの社交界にも出入りし、知識人たちとも交流を持った。その中で彼は当時のアメリカの女性たちにも数多く会ったであろうし、女性の一般的な状態や地位をも見たであろう。その一方で、森の文政期に彼の秘書官となった木村匡が記すように、ワシントンの公使館において森は「特に文学倫理の書を研究」⁽¹¹⁾し、ハーバート・スペンサーやジョン・スチュワート・ミルの著書を熱心に読んでいたが、それらの中で、「妻妾論」との関係が予想されるのは、ミルの「女性の隷属」(*The Subjection of Women*)であり、その内容は「妻妾論」の内容と高い相関性を有する。

「女性の隷属」は、4つの章から成り、第1章においては、男性による女性の支配が物理的な力の差異を根拠とし、無思慮な感情に基づくことが主張され、第2章では、結婚における法律上の不平等がもたらす悪影響について述べられ、第3章においては、男性、女性の適性が考察され、知的独創性に適した政治上の職務等が男性によって独占されていることが明らかにされ、第4章では、男性と平等な機会が女性に与えられれば、どのような利益がもたらされるかが論じられている⁽¹²⁾。以下、この書物と森の「妻妾論」との相関性について検討したい。

まず、両者に共通しているのは、男女の平等の主張と、女性が隷屬的な地位に置かれ、虐待されていることへの憤りである。「女性の隷屬」の冒頭でミルは、「男女間の社会的関係を規定している原則——女性が男性に従属するという原則——はそれ自体、悪であり、今や人間の進歩にとって最大の障害のひとつになっている。この原則は完全な平等の原則、即ち、一方の性に特権を与えたり、他方の性を無能力なものとしたりしない原則に取り替えられるべきである」⁽¹³⁾と論じ、さらに第2章では、家庭において妻が置かれている立場は奴隷よりもさらに悪いとして、次のように述べている。「妻は不幸にも、いかに残虐な暴君に鎖でつながれていても、——夫が自分を嫌っていることを知っていても、彼女を虐待することが夫の日々の楽しみとなっても、また、夫を憎まずにいられないと感じていても——夫の思うままに人間として最もひどい墮落を強いられ、自分の意志に反して獸的機能の道具とされるのである」⁽¹⁴⁾。他方、森は「妻妾論」で「道ノ未タ明ナラザルヤ、強ハ弱ヲ圧シ、智ハ愚ヲ欺キ、其甚キハ之ヲ以テ業トシ之ヲ以テ快トシ且ツ楽ム者アルニ至ル、是レ乃チ蛮俗ノ常ニシテ殊ニ其ノ見ルニ忍ビザル者ハ夫タル者ノ其ノ妻ヲ虐使スルノ状ナリ」と述べ、わが国では、「夫タル者ハ殆ド奴隷モチノ主人ニテ、其ノ妻タル者ハ恰モ売身ノ奴隷ニ異ナラズ、夫ノ令スル所ハ敢テ其理非ヲ問フコトヲ得ズ、惟命是レ従フヲ以テ妻ノ職分ト」しており、妻は一日中、夫に心身ともに使役され、「殆ド生靈ナキ者」のようであるが、夫は自分の気に入らない場合は「叱咤殴撃漫罵蹴踏」して、その所為は全く言うに及びない、と嘆いている⁽¹⁵⁾。

子供の人格形成において母親の果たす役割や、女子教育の重要性を説く点でもミルと森は一致している。「女性の隷屬」は「息子たちの幼年時代の性格形成に及ぼす母親の影響」が「記録の残っているあらゆる時代において、人格形成に重要な作用を及ぼし、文明の進歩においていくつかの重要な段階を決定してきた」とし、「人類の知的能力を増大し人類に関することがらを適切に処理するために用い得る知性の総量を増大することは、女性の知的教育をより良い完全なものとすることによって半ば達成され、そのことによって男性に対する教育もまた同時に改善されるであろう」⁽¹⁶⁾と述べている。この点について「妻妾論」は、「子ノ母ニ於ルハ恰モ写真鏡ノ物質ニ応スルカ如シ。若シ其質純清ナラサレハ則チ之ヲ写ス所ノ子亦純清ナルヲ得ス。故ニ子ノ性質ノ美ナランヲ欲セハ其母タル者環タ須ラク之ヲ全ウセサル可ラス」⁽¹⁷⁾としている。

そしてミルと森との最大の共通点は、互いに対等な男女が愛情に基づいて助け合っていくことを結婚の理想とし、そのような男女関係が人間の倫理全体の基礎となるという考え方であった。ミルは「女性の隷屬」の第4章において、次のように語っている。

陶冶された諸能力を持ち、意見や目的を同じくする二人、しかもその二人の間で最善の意味での平等があり、互いに相手より優れた点を持ちながら、同等の能力、才能を持ち、その結果、相互に尊敬し合うという満足感を味わうことができ、交互に導き、また導かれ合いながら向上の道を進んでいくことができる、そのような二人の結婚がいかに幸せなものであるかを私はさらに説明しようとは思わない。なぜなら、このような結婚を想像し得る人にとっては、それを説明する必要はないし、それを想像し得ない人にとっては、それは狂信者の夢としか考えられないであろうからである。しかし、私は、このような結婚が、そして、このような結婚のみが理想の結婚であると深く信じている。これと異なる考え方に味方したり、これと結び付いた観念や抱負を他の方向へと転じたりするような意見や習慣や制度はすべて、それがどのような見せかけで彩られていたとしても、野蛮な原始時代の遺物に他ならないと私は考える。社会の諸関係の中で最も基本的なものである男女の関係が平等という正義の原則のもとに置かれ、両性が権利においても教養においても対等と

なり、相互に最高の共感を持ち合うようになったときに初めて、人類の道徳的再生がはじまるのである⁽¹⁰⁾。

森もまた同様に、「妻妾論」で「夫婦ノ交ハ人倫ノ大本ナリ」と述べ「夫婦ノ婚ヲ約シ義ヲ立ルヤ専念相愛シテ相護」るべきだとしている⁽¹⁰⁾。ミルは『女性の隷属』の中で「人間社会に存在しているあらゆる利己的傾向、自己崇拜、不当な自己偏重は、男女両性の関係を規定する現在の諸制度にその源を持ち、それに由来し、主としてそれによって助長されたものである」とも主張しているが⁽¹⁰⁾、このような「人類の道徳的再生」や人間の利己主義的傾向からの脱却のために男女の関係の是正が必要であるという考え方は、本節で論じてきた薩摩時代、留学生時代、ハリスのコロニーでの生活を通じてみられた森の性的モラルと適合性をもつものであった。

他方、ミルと森の女性論の差異は、ミルは男女の平等を実現するための方法として女性の社会的進出や選挙権を強く主張しているのに対して、森はこれらには言及していないことであろう。国民の権利に関して、森は非常にユニークな思想をもっていた。駐米公使時代に著した『日本における宗教の自由』(Religious Freedom in Japan)⁽¹¹⁾にも明らかなように、森は良心の自由は「人間固有の権利」(‘an inherent right of man’)であるとす一方、国民の政治的権利はそのような私的権利とは別のカテゴリーに属するものであり、参政権の賦与よりも教育の普及が不可欠である、と考えていた。アメリカからの帰途、森はロンドンでハーバート・スペンサーと会い、日本に英米と同じような代議制を採用するのは時機尚早であるという「保守的な忠告」を受けるが、森のこのような国民の権利に関する二元論的な把握が明確な形をとって表現されるのは1883(明治16)年のことである。ともあれ、ミルは「もしその国の政治組織が不適当な男性を参与せしめないようにできているならば、それは同時に不適当な女性をも排斥するであろう」⁽¹²⁾と述べているが、森は男女を問わず、日本の国民への参政権賦与を望ましくないものと考えていたのである。次いで、女性の社会的進出に関しては、森は後々まで教職以外には特に主張していない。あくまで彼は「男は外、女は内」という従来の枠内で考えていたように思われる。「妻妾論ノ四」において母としての女性の責務の重要性を説いていたことから、文部大臣となって各地で「女子ハ天然ノ教員」と演説してまわるころまで、森は一貫して、人を生み育てる「母性」としての女性の役割を語った。女性に最適な職業として教職を推奨するのもその観点からであり、国家の次世代を生み育て教える存在としての女性という見方は終生、彼の念頭から去らなかつた。女子教育への熱意も、まさにその表われであった。森の主観においては、女性自身の人間としての全面的な自己実現は、「人ノ母」としての、また、「天然ノ教員」としての女性の生となんら不整合的なものでも、矛盾するものでもなかつたのである。

『女性の隷属』はミルと彼の夫人・ハリエットとの出会いが生んだものであったが⁽¹³⁾、森の場合も「妻妾論」を執筆する際に心に描いていた女性があった。後に彼の最初の妻となる広瀬常である。彼女と出会い、結婚するまでの時期が「妻妾論」執筆の時期と重なっていることは、決して単なる偶然ではない。私生活上の理念と筆をとって主張する思想との一致こそ、森の特徴であった。

1873(明治6)年、アメリカから帰国した森は「明六社」を結成して国民の啓蒙活動に力を注ぐが、森が常と出会ったのはこの時期である。常は旧幕臣・広瀬秀雄の娘であり、芝山内にあった開拓使女学校を出た聡明で容姿の美しい女性であった。開拓使には長官の黒田清隆をはじめとして村橋久成や湯地定基など森の知人が多くいた。常を見初めた森は彼女に求婚し、1875(明治8)年2月6日に二人は結婚した。森は27歳、常は19歳であった。二人は式の1ヶ

月前に連名で招待状（「婚式請柬」）を送り、当日は森が小礼服、常が白鼠色の洋装に白いヴェールという姿で参会者たちの前に表われ、東京府知事・大久保一翁が立会人、福沢諭吉が証人となって、あらかじめ二人の合意により作成された「婚姻契約書」が読み上げられ、両者と証人が署名することで式は終わり、その後、立食形式で披露パーティーが行なわれた⁽²⁴⁾。この新しい洋風の結婚式は世間の注目を集めたが、それは、新聞記者を多数呼んだことからわかるように、ジャーナリズムを利用して自らの結婚観を広く国民に知らせようとした森の意図に基づいていた。

以上、「妻妾論」を執筆するまでの森の女性観の背景について述べてきたが、薩摩時代以来の森の純粋な倫理観が、海外留学、ハリスのコロニーでの体験、米国公使時代の「倫理の書」の研究を通じて彼の中で熟し、私生活においても自己の妻とすべきだと思える女性と出会い、当時の一般の低い性モラルに対する強い啓蒙意欲となってほとばしり出たのが「妻妾論」であったと考えられる。「夫婦ノ交ハ人倫ノ大本ナリ、其本立テ而シテ道行ハル、道行ハレテ国始テ堅立ス」という書き出しで始まる「妻妾論」は、森の最もまとまった女性論であり、結婚した男女は「相扶ケ相保ツノ道」を守るべきであるのに、夫が妻以外の女性を「妾」として置き、血統を乱し、「情慾ヲ恣ニ」して、妻を虐待していることを厳しく批判し、妻として、また母としての女性の責務の重要性と女子教育の必要性を説いて、「地球上ノ一大淫乱国」ともいべき日本の現状を改善するための方途として「婚姻律案」を提示する⁽²⁵⁾。「妻妾論」に関してはすでに個別研究もあるが⁽²⁶⁾、ここで一言しておきたい点がひとつだけある。それは「婚姻律案」のモデルについてである。貝出寿美子氏は「森有礼の『妻妾論』の歴史的思想的背景」の中で、「婚姻律案」は「箕作麟祥訳『仏蘭西民法』を参考に作成したものである」とし、野崎衣枝氏は「森有礼の家族観——『妻妾論』を中心として——」において、「婚姻律案」と「仏蘭西民法」との比較検討を試みている。しかし、両氏は森が「仏蘭西民法」を参照したことについて論証をしていないし、野崎氏自身も述べているように、「婚姻律案」と「仏蘭西民法」では、婚姻の成立に関する条件が大きく異なる。即ち、「婚姻律案」は「男二十五才未満女二十一才未満ナル時ハ父母若クハ後见人ノ許状」を要するが「二十五才以上ノ男二十一才以上ノ女」は「他二国法ノ制御スル事故アルニ非サレハ、各自随意ニ婚姻ノ約ヲ為」し得る、とする⁽²⁷⁾。他方、「仏蘭西民法」は婚姻の成立に関して複雑な制限を置いており、18才未満の男、15才未満の女は婚姻できず、18才以上25才未満の男、15才以上21才未満の女は父母の許諾を必要とし、25才以上30才未満の男、21才以上25才未満の女は父母の許諾を得られない場合、許諾を請う第2、第3の証書を求め、第3次証書を得てから1ヶ月後に婚姻を認められる。30才以上の男女は第1次証書を得てから1ヶ月後に婚姻が認められる。21才未満の男女で父母または祖父母のいない場合、あるいは、いてもその意向を明示し得ない場合は親族会議の許諾を必要とする、とされるのである⁽²⁸⁾。婚姻する男女個人の合意によって婚姻成立を認める森の立場と、婚姻に際して父母、祖父母、親族という「家」の承諾を必要とする「仏蘭西民法」とでは、質的相違があろう。留学期、外交官時代を通じてイギリス、アメリカに滞在し、「国礎ノ学」として法学を勉強してきた森のキャリアからみても、例えば「仏蘭西民法」と同じ1871（明治4）年に公刊された『米国家律例一名通法撮要』⁽²⁹⁾に示されているように、未成年、「威迫」あるいは「偽許」による約諾、近親者、「妻アル男、夫アル女」の婚姻のみを禁じ、男女二人の合意による婚姻を定めた英米系の婚姻法の方がむしろ森の婚姻観との親和性が高いのではないだろうか。また、野崎氏が、「婚姻律案」が「仏蘭西民法」から多くを受け継いでいる、として挙げている、婚姻には一定の方式を必要とする点、婚姻に際して夫婦の権利義務を当人たちがわきまえるべきだという点、婚姻にあたり書類を作成し官庁に届け出るべきだと

いう点も、森が特に「仏蘭西民法」を参考にしたという根拠にはならない。また、前掲論文で貝出氏は江藤新平の廃妾建議やG.E.ボアソナードの見解が「妻妾論」に与えた影響についても推測しているが、これらに関しても史料を通じての論証はなされていない。「妻妾論」にみられるような森の女性観はやはり留学期以来の彼の体験と思想的営為の中から醸成されてきたものにとらえるべきではないだろうか。

「妻妾論」は森自身の「契約結婚」と相まって大きな反響を呼び、「明六雑誌」誌上においても福沢諭吉、阪谷素、津田真道らが女性論を論じたが、1875（明治8）年の「新聞紙条例」「讒謗律」を契機として、「明六雑誌」は廃刊されることになり、「妻妾論」も中断される。その年の12月に森は全権公使として清国駐在を命じられて北京に赴くが、その翌年1月には、当時、清朝第一の実力者と称されていた李鴻章との会談において、森は女性に関する意見を述べている。李がアジアとヨーロッパの交際についての見解を求めた際の間答がそれである。

森…拙者モ亦亜細亞ノ人ナリト雖、鄙見ニヨレバ亜細亞ガ欧羅巴ト倚角スルヲ得ベキノ日ハ未ダ週カニ幾百年ノ後ニ在リト云ハザルヲ得ザルナリ、概面ヲ以テ論ズルニ今日亜細亞人民ノ俗タル下賤野卑禽獸ヲ相距ル遠キニ非ラズ

李…何ノ故ヲ以テ然ル乎

森…抑々婦人ノ貴重スベキハ之レ天ノ定ムル所ナリ、即チ婦人ハ人間ノ母ナリ一国一家ノ母ナリ、然ルニ亜細亞州中何レノ地方ニテモ其婦人ヲ卑視シテ之ヲ遇スルノ無道ナル殆ド獸類ヲ遇スルニ等カラントス、拙者ガ亜細亞人民ヲ下賤ナリト論ジタルモ其理ナキニ非ザルハ多言ヲ要セズ、閣下了解セラルベシ⁽³⁰⁾。

「妻妾論」の場合と同じく、女性に対する軽蔑を憤り、母としての女性の重要性を説く主張である。これに次いで森が女性論を語ったのは、1884（明治17）年に英国公使の任を終えて帰国する前日にロンドンの「ポール・モール・ガゼット」紙のインタビューに応えた際であった。日本の女性の地位に関して、森は次のように述べている。

我が国が貴国に及ばない点がひとつあります。それは婦人の地位に関してであります。貴国における婦人の現在の地位が貴国の宗教によるものかどうか私にはわかりません。旧約聖書においては、男女両性の関係は今日のようなものではありませんでしたし、キリストの時代以降何世紀もの間もそうでした。ところが、やがて変化がやって来て、婦人の地位は男性とより等しい地位へと向上してまいりました。複婚（一夫多妻または一妻多夫）や重婚は犯罪とされるようになりました。これは誠にすばらしいことであります。我が国ではまだそこまで至っておりません。我が国の女性の地位は貴国の女性の地位とは同じではありません。日本の女性たちは教育も受けておりませんし、社交上も貴国の婦人たちのように有利な立場にはありません。日本の女性たちは優しく純粋でありますし、勤勉に家事に従事しておりますが、男性とは平等な地位にはありません。我々が解決に努力すべき最大の問題のひとつがこのこと、即ち、女性の教育と地位向上であります。我々は女学校を設立し、男子と同じように非宗教的な高等普通教育を授けつつありますが、大きな困難が生じております。我が国では、宗教的原理が与える圧力は非常に小さく、前途は多難であります。女子教育をいかにして確立するかについて我々は未だ確たる方策を見出してはおりませんが、我々は今後それを推し進めていくつもりであります⁽³¹⁾。

このころ森は伊藤博文とのパリでの会談を通じて文教の責任者となることを承諾していたが、このインタビューには、女性の地位向上のための女子教育確立への自負がすでに窺える。

イギリスから帰国してしばらくして森は私生活において大きな決断をする。妻・常との離婚である。1886（明治19）年11月28日に二人は「婚姻契約」を解除する。結婚後、約11年が経ち、

二人の間には清、英、安の三児が生まれていた。離婚の原因は不明である。ロンドン滞在中に常とある英国人との密通が噂にのぼり、その後、二人の中は急速に冷えていったという。離婚の約半年後、長女の安は養女に出された。常は離婚後、ショックで精神に異常をきたしたといわれる。その後の彼女の行末は不明である⁽³²⁾。後年、森は秘書官に対して「日本の教育のない女にあんなことをしたのは自分の誤りであつた。日本の女をあゝ云ふ風に扱つたのは悪かつた。女が離縁をされないと云ふ保証を受けたので軌道を逸し、自分は飛んだ目に遭つた」⁽³³⁾と漏らしたという。

常と離婚して約半年後、森は岩倉具視の五女、寛子と再婚した。森40歳、寛子23歳であつた。寛子は17歳で旧久留米藩主有馬頼萬に嫁いで一男一女をもうけた後、有馬家の事情で離縁となつてゐた。森との生活について寛子の回想を聞こう。

森と私の年齢は、親子ほどにも違うのですが、まことによく導いて下さいました。…私は、あんなに人格的に立派な方はないと思ひます。…私に対しても「何はかうせよ」「あななくてはならぬ」などといふことは申しません。自然に気がつくやうに、ある暗示の言葉をあたへて相手が、さう気のつくまで待つといふ風で、相手の自覚を尊重し、自由をみとめてそして相手になるといふ風でした⁽³⁴⁾。

寛子はまた、森と常の結婚について次のように語っている。

この結婚は不幸にして終りを完うすることが出来ず、破鏡の嘆を見るに至りましたが、ああいふ方でありましたから、その痛みもまた大きかつたと存じます。しかしこれによつて一夫一妻論をすてることなくそれを理想としてをつたやうでございます⁽³⁵⁾。

森と寛子のこのような幸福な夫婦生活もわずか一年半後には森が暗殺されたことによつて突然ピリオドが打たれてしまう。寛子の言葉通り、森は終生、一夫一婦を理想とし、それを実行したのである。

二. 森の女子教育論の展開

「森先生伝」の著者、木村匡は、駐米公使時代の森について、「最も熱心に講究せしは女子教育に在り、蓋女子は所謂教育の母にして邦家隆替の源、実に此に発すればなり、是を以て黒田氏の開拓使長官の職務を以て米国に航するや、先生は之に向かつて女子教育の必要を説けり」⁽³⁶⁾と記しており、津田梅子ら五名の少女の米国留学や開拓使女学校設立の実現には森の意志が反映していると考えられる。森が女子教育の重要性について明言を始めるのはこの時期であり⁽³⁷⁾、そのような女子教育推進の主張の根底には、前節でみたような彼の女性観があつたのである。しかし、森の女子教育思想の特徴がさらに明確な形を表わしてくるのは、やはり文政の責任者となつてからであろう。そして従来指摘されてきたように、森の論において、女子教育は常に「国家富強」の基礎として考えられていた。学事巡視のために全国各地を訪れた際に、森は機会あるごとにこの点を強調している。

女子教育ニシテ宜キヲ得ザル間ハ教育ノ全体鞏固ナラザルナリ、国家富強ノ根本ハ教育ニ在リ、教育ノ根本ハ女子教育ニ在リ、女子教育ノ挙否ハ国家ノ安危ニ関係ス、忘ル可ラス（「第三地方部学事巡視中の演説」）

日本今日ノ国勢ハ王政維新以来稍改新スル所アルニモセヨ、実ハ尚未ダ甚ダ不安心ノ地位ニアリ、万国競争ノ衝ニ立チ我帝国ノ独立ヲ保タンコト頗ル困難ナリ、之ヲ維持スル手段

ハ教育ニ如クモノナシ、而教育ノ基礎ハ女子教育ナルヲ記憶スベシ（「京都府尋常中学校において郡区長府会常置委員及び教員に対する演説」）⁽³⁸⁾

このような国家の独立維持と教育を結び付ける森の発想は、日本の独立に対する強い危機感に基づいていた。大阪府尋常師範学校において、森は次のように語っている。

今全国学齡児童ノ統計ヲ見ルニ、簡易料ヲ合シテモ就学者ノ数未ダ全数ノ半ニ達セズ、此國勢ヲ以テ万国競争ノ世界ニ立ツ実ニ危殆ナラズヤ、若今日ノ國勢ニシテ荏苒進歩スルナクンバ、日本國ヲ挙テ外國ニ併呑セラル、カ、獨立國ノ名アリテ実ナキ保護國ニナルカ、其二ツノ内ニ居ルニ至ラン⁽³⁹⁾

このような見地から彼は「女子教育ノ精神」を次のように説く。

女子ヲ教育スルニハ國家ヲ思フノ精神ヲモ養育スルコト極テ緊要ナリトス、今國家ノ為メニ要スル女子教育ノ精神ヲ言頭ハサン為メニ想像ノ例ヲ挙グレバ、母ガ孩兒ヲ養育スル図、子ヲ教フル図、丁年ニ達シテ軍隊ニ入ルノ前母ニ別ル、ノ図、國難ニ際シテ勇戦スル図、戦死ノ報告母ニ達スルノ図等ノ額面七八枚ヲ教場ニ掲グルコト是ナリ、女子教育ノ精神ハ此度ニ達セシメザル可ラズ⁽⁴⁰⁾

青山なお氏は、森のこのような見解は「戦後の一部の論者からは、ただちに超国家主義、侵略的軍国主義の淵源として、はげしい非難を受けるかも知れない。事実哲学的骨格をもつてゐる森の国家主義的教育思想は、日清日露の戦争を戦はなければならなかつた当時、重要な支柱の役目をはたしたに違ひない。しかし日本の軍国化の責任を簡単に森に負はせようとする考へ方は、粗雑のそしりを免れないであらう。森が生前の日本は、西洋の帝国主義的侵略によつてアジア諸国が植民地化し、日本も独立を失ふおそれにおびえなければならなかつた時代であつたことを忘れてはならない」⁽⁴¹⁾と論じている。確かに森の目的が「國家ノ全部ヲ挙ゲ奴隸卑屈ノ氣ヲ驅除シテ」「我國獨立ノ名実ヲ全フ」することにあり、「我國中古以來文武ノ業ニ從ヒ躬國事ニ任ズルハ偏ニ士族ノ専有スル所タリ。而シテ今ニ至リ開進ノ運動ヲ主持スル者、僅ニ國民ノ一部分ニ止マリ、其他多數ノ人民ハ或ハ茫然トシテ立國ノ何タルヲ解セザル者多シ。願ルニ歐米ノ人民上下トナク男女トナク、一國ノ國民ハ各々一國ヲ愛スルノ精神ヲ存シ、團結シテ解クベカラズ、以テ能ク大難ヲ冒シ大危ヲ忍テ其立國ヲ争奪ノ間ニ維持スル者多クハ其教化素アリテ以テ品性ヲ陶養スルノ力ニ由ラズンバアラズ」⁽⁴²⁾と述べたように、森は「國民」の創出を教育の使命と考えていたことは疑いない。また、埼玉尋常師範学校で「戦争ノ義ヲ熟思スルトキハ、是レ強チ人ヲ殺ストカ殺サヌトカニ限ル辞ニアラズ、願ルニ人間日々ノ事柄ハ皆戦争ナラザルハナシ、即チ外國ニ関シタル工商業上ノ戦争、又ハ智識上ノ戦争又今日我々ガ身ヲ立テ志ヲ定メ我日本國ヲシテ善良ノ國タラシメントスルガ如キ是レ皆戦争ニアラザルハナシ」⁽⁴³⁾と語ったように、彼の意図は必ずしもミリタリズムに偏するものでもない。しかし、「兵式体操」の導入に際して陸軍省の軍人の利用を考えたのと同様、先述の「軍隊ニ入ルノ前母ニ別ル、ノ図、國難ニ際シテ勇戦スル図、戦死ノ報告母ニ達スルノ図」を教場に掲げよという森の論は、森自身の「國家ヲ思フノ精神」があふれ出たものではあるとしても、教育の領域の中に愛国精神のシンボルとしての戦争を持ち込むものであり、教育論としてはあまりにも安直と言わざるを得ない。森自身の主観的意図が侵略や軍国化になかつたとしても、教場でこれらの絵を見ながら育った児童たちは、「皇軍」の一兵卒として、あたかも自己の意志によってであるかのように信じて、国家のために戦場に向かう青年となるであろう。そういう子供を育てることこそ、「女子教育ノ精神」である。森はそう主張していたのである。そして、「西洋の帝国主義的侵略によつてアジア諸国が植民地化」することを防ぐという名目のもとに、日本がアジア諸国を侵略し、植民地化していったこともまた歴史的な事実である。秋枝蕭子氏は森

の女子教育論に関する論文において、森の悲劇は「彼がその合理的開明性と愛国の至情から企画・施行した学政が、後代の卑小・偏狭な政治的・軍事的指導者たちによって歪められ、利用されて、単に狭量・排他的な国家主義乃至軍国主義的教育と解されて、森の真意とは異なった反動路線に押進められ、遂に我が国を滅亡的な戦いに追詰めたところの侵略的・独善的な学政へと何時の間にか歪曲されてしまったことである」⁽⁴⁴⁾と述べている。だが、今、問い直されるべきは、森の教育政策が「愛国の至情」から発しているか否かに関わらず、その「合理的開明性」の質そのものであろう。「兵式体操」にみられるような森の独自の教育政策が、教育論としてはいかなる内実と意味をもつものであったかについては、稿を改めて検討したい。しかし、森は、国家と個人とを結びつける媒介環として女性をとらえており、彼の女子教育思想の本質はそこにあったことは確認できたのではないだろうか。

おわりに

本稿においては、森の女性観と女子教育思想について検討してきたが、幕末から明治前期という彼が生きた時代の中で、女性に対する彼の見方はやはり極めて独自なものであったと言わざるを得ない。女性蔑視に対する森の強い憤りは、性的モラルの未確立、性的墮落が文明進歩の大きな阻害要因となっているという危機感に基づいており、この危機感は英国留学時代、ハリスのコロニーにいた時期、明六社時代、清国駐在の時期、英国公使時代、文政期に、それぞれはっきりと主張されており、女性の地位改善は、彼の生涯を通じて重要なテーマであり続けた。そしてどの時期においても、性的モラルの確立、女性の地位改善は国家の将来を左右する問題としてとらえられ、文政の責任者となるに至って「国家のため」という方向性がより強く明確に前面に押し出されるようになる。個人としての森もまた厳格な性的モラルを自己に課し、二度目の妻・寛子が語っているように、女性の人格を尊重しようとした。彼は「妻妾論」を発表するかたわら、自ら「契約結婚」を行なって世間に積極的に訴えかけた。以上のような森の論の一貫性、及び、彼の主張とパーソナル・ヒストリーとの「言行一致」は、遊廓の二階で廃妾論をぶったと言われる植木枝盛や、男女間に「軽重の別あるべき理なし」⁽⁴⁵⁾と言い、「多妻法の禽獣世界を脱けて、一夫一妻の人間界に還るは、人獣分け目の境だ」⁽⁴⁶⁾と唱える一方で、蓄妾は隠匿すべきだと述べ、公娼制度の必要性和「賤業婦」の「海外輸出」を説いた⁽⁴⁷⁾福沢諭吉などとは対照的である。「廃刀論」の場合にも同様であるが、世間の動向をものともせず、自己の信念に忠実たらしとする言動は、森の最大の魅力であろう。しかし、それと同時に、我が子を戦場に送りだし、戦死の報に感涙する母の図を教場に掲げるべしという提案をし、「女子教育の精神」はかくあるべし、と論じた場合のように、森のエキセントリックなまでの徹底性は、単なるリゴリズムに墮する危険性をはらんでいたと言わざるを得ない。両性の本来的平等を理解した男女の結合と相互扶助のみが、あるべき男女関係であり、「人倫の大本」である、という考え方が、「婦人は人間の母なり、一国一家の母なり」という言葉に示されるような、あくまで近代国家の建設、「国民」の育成のための重要な存在としての「母性」尊重という考え方が、森の中ではごく自然に結びついていた。このように、普遍性をもった倫理観と、当時の時代状況に制約された女性理解とが同じ相のもとに連続していたこと、これが森の女性観の特徴であり、彼の女子教育論の質を決定したものであったのである。

<註>

- (1) 森寛子「森有礼の思い出・おもかげ」(『森有礼全集』、宣文堂書店、1972年、第2巻、解説、114頁)
- (2) 秋枝蕭子氏は、「森有礼と女子教育——ホレース・マンとの関係——」(福岡女子大学文学部紀要「文芸と思想」、32号、1968年、所収、80頁)において、「蓋し女性観の如きものは、日常の対女性態度の中にこそ、その本心が顕現しがち」であると述べている。至言というべきであろう。
- (3) 大久保利謙「森有礼」、文教書院、1944年、8頁、14頁
- (4) 松本彦三郎「郷中教育の研究」、第一書房、1943年、294頁
- (5) 『森有礼全集』、第2巻、207頁
- (6) 森有礼「航魯紀行」(『森有礼全集』、第2巻、26頁)
- (7) 同上、27頁
- (8) Ivan Hall, *MORI ARINORI*, 1983, Harvard University Press, p.120
- (9) *ibid.*, p.121
- (10) 犬塚孝明「若き森有礼」、KTS鹿兒島テレビ、1983年、270頁
- (11) 木村匡「森先生伝」、金港堂書籍、1899年、62頁
- (12) John Stewart Mill, *The Subjection of Women*, Dappleton and Company, 1870. なお、Ivan Hall, *MORI ARINORI* は、この書物と「妻妾論」との関係について言及しているが、両著作の行論に沿っての比較検討は行っていない。
- (13) Mill, *The Subjection of Women*, p.1.
- (14) *ibid.*, p.61.
- (15) 森有礼「妻妾論」(『森有礼全集』、第1巻、244頁)
- (16) Mill, *The Subjection of Women*, pp.161, 159.
- (17) 森有礼「妻妾論」(『森有礼全集』、第1巻、246頁)
- (18) Mill, *The Subjection of Women*, p.183.
- (19) 森有礼「妻妾論」(『森有礼全集』、第1巻、241頁)
- (20) Mill, *The Subjection of Women*, p.151.
- (21) 『森有礼全集』、第1巻、297頁
- (22) Mill, *The Subjection of Women*, p.116.
- (23) ミルは自伝でハリエットのことを「我が生涯の名誉とも、最大の幸福ともなり、また人類の進歩のために私が今までにしようと試みた、あるいは今後になしとげようと希望するいろいろなことの、大きな部分を生み出すことともなった」人物であると記し(『ミル自伝』、朱牟田夏雄訳、岩波文庫、1960年、163頁)、『女性の隷属』についても「そのうちの最も印象的な最も深みのある部分はすべて妻の思想である。この問題はわれわれ二人の頭の中に非常に大きな位置を占めていて、二人はこのことでは何回となく会話や討議を重ね、その結果いわば兩人共有の思想的資産になっていたものをもとに、私が筆をとったわけなのであった」と述べているが、結婚後わずか7年半でハリエットは病死してしまう。
- (24) 犬塚孝明「若き森有礼」、274頁
- (25) 森有礼「妻妾論」(『森有礼全集』、第1巻、241頁～250頁)
- (26) 貝出寿美子「森有礼の『妻妾論』の歴史的思想的背景」(『日本歴史』、302号、1973年)、野崎衣枝「森有礼の家族観——『妻妾論』を中心として——」(福島正夫編『家

「森有礼の女性観と女子教育思想」

- 族・政策と法」7・近代日本の家族観、東京大学出版会、1976年）がある。
- (27) 森有礼「妻妾論」（『森有礼全集』、第1巻、248頁）
 - (28) 箕作麟祥訳「増訂・仏蘭西法律書民法」、元大政官翻訳局出版、1883年
 - (29) 瓊江何禮之訳述「米国律例一名通法撮要」、1873年
 - (30) 「朝鮮問題に関する外交交渉文書」（『森有礼全集』、第1巻、164頁）
 - (31) 「英京退去に際し会見筆記」（『森有礼全集』、第1巻、218頁）
 - (32) 犬塚孝明「若き森有礼」、353頁
 - (33) 「森先生追悼座談会」、（『森有礼全集』、第2巻、717頁）
 - (34) 森寛子「森有礼の思い出・おもかげ」（『森有礼全集』、第2巻、解説、112頁）
 - (35) 同上、115頁
 - (36) 木村匡「森先生伝」、65頁
 - (37) 先行研究もこの点に着目し、鈴木泰氏はデヴィッド・マレーの、秋枝蕭子氏はホレス・マンの森に対する影響をそれぞれ指摘している。鈴木泰「妻妾論」（『森有礼の思想と教育政策』＜『東京大学教育学部紀要』第8号＞）、及び、秋枝、前掲論文参照
 - (38) 「第三地方部学事巡視中の演説」（『森有礼全集』、第1巻、611頁）、「京都府尋常中学校において郡区長常置委員及び学校長に対する演説」（『森有礼全集』、第1巻、590頁）
 - (39) 「大阪府尋常師範学校において郡区長常置委員及び学校長に対する演説」（『森有礼全集』、第1巻、579頁）
 - (40) 「第三地方部学事巡視中の演説」（『森有礼全集』、第1巻、612頁）
 - (41) 青山なを「明治女学校の研究」（『東京女子大学付属比較文化研究所紀要』第7巻、1959年、113頁）
 - (42) 「閣議案」（『森有礼全集』、第1巻、344頁）
 - (43) 「埼玉県尋常師範学校における演説」（『森有礼全集』、第1巻、485頁）
 - (44) 秋枝、前掲論文、89頁
 - (45) 「中津留別の書」（『福沢諭吉全集』、岩波書店、1964年、第20巻、50頁）
 - (46) 「福沢先生浮世絵談」（『福沢諭吉全集』、第6巻、451頁）
 - (47) 「人民の移住と娼婦の出稼」（『福沢諭吉全集』、第15巻、363頁）